

茶葉リキュール委託製造申込書

下記ご記入いただき、FAX、メール、郵送のいずれかでお送りください。

フリガナ		印
会社名・団体名		
フリガナ		
申込者名		
業種		
所在地 (酒類販売の 名称・所在地)	〒 -	
電話番号	- -	メールアドレス
携帯電話	- -	
FAX	- -	

お申し込み内容の**該当箇所** に**チェック**とご記入をお願いします。

製造するリキュールは、販売を目的としますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (販促品やノベルティとして使用する)
酒類小売業免許を取得されていますか？ ※取得予定の方は取得後に写しの提出をお願いします。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 取得予定 () 頃)
通信販売酒類小売業免許を取得されていますか？ ※取得予定の方は取得後に写しの提出をお願いします。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 取得予定 () 頃)
自己商標酒類卸売業免許を取得されていますか？ ※取得予定の方は取得後に写しの提出をお願いします。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 取得予定 () 頃)
ご使用する茶葉 <input type="checkbox"/> ほうじ茶 <input type="checkbox"/> 緑茶 <input type="checkbox"/> その他 () 産地 () 品種 () 等級 ((年度産)) ブランド名 () ※ブランド名がある場合のみ記載ください。	
製造する数量(茶葉) kg	※茶葉の種類により変更
醸造方法 <input type="checkbox"/> 九重本みりん仕込み <input type="checkbox"/> 純三河本みりん仕込み	※詳しくは担当までお問い合わせください。
製造の容器 <input type="checkbox"/> 300mlびん 1ロット約330本製造 <input type="checkbox"/> 500mlびん 1ロット約200本製造	大容量の容器もございます。 詳しくは担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

九重味淋株式会社

〒447-8603 愛知県碧南市浜寺町2丁目11番地

[TEL] (0566)41-0708 (代表)

[HP] https://kokonoe.co.jp/original_honmirin

茶葉リキュール スケジュール

製造日程を決めておりますため、下記の期日をお守りください。

茶葉・書類到着日

茶葉の
準備

・茶葉は袋の重さを除いた状態で製造する数量をお計りください。

書類に
ついて

- ①納品書(茶葉の種類・産地・品種・ブランド名・等級・年度産・数量記載)
- ②栽培履歴書 ※無い場合はご相談ください
- ③残留農薬に関する調査書
- ④ラベル(弊社委託先以外で作成された場合)
- ⑤酒類小売業免許取得の方は、写しの提出をお願いいたします。

年 月 日

※上記の日付に弊社に届くようご手配をお願いします。

納品先

九重味淋株式会社 研究管理課 宛
〒447-8603 愛知県碧南市浜寺町2-11
TEL:0566-41-0708

茶葉リキュール 完成予定日

年 月末

仕込みを始めてから**約3ヶ月で完成**となります。

お問い合わせ

九重味淋株式会社

〒447-8603 愛知県碧南市浜寺町2丁目11番地

[TEL](0566)41-0708(代表)

[HP] https://kokonoe.co.jp/original_honmirin



各種免許等について

本みりんはお酒に分類されますので各種免許が必要となります。

また景品・贈答品とする場合は、「景品表示法」の運用基準をご確認ください。

許可制

小売販売

酒類小売業免許

(登録免許税:3万円)



生産者様

小売
販売



消費者様

許可制

通信販売

通信販売酒類小売業免許

(登録免許税:3万円)



生産者様

通信
販売



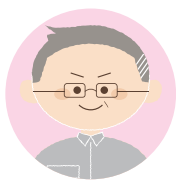
消費者様

許可制

卸売販売

自己商標酒類卸業免許

(登録免許税:9万円 ※酒類小売業免許取得済みの場合は6万円)



生産者様

卸売
販売



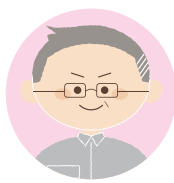
卸売先様

卸売先様(百貨店・高級スーパー・道の駅など)は「酒類小売業免許」を取得している必要がありますのでご確認ください。

景品・贈答品

免許必要なし

(景品表示法を要確認)



生産者様

景品・
贈答品



消費者様

[景品表示法の一例]
右記のように商品見本
シールを貼る



※免許についてのお問い合わせは、管轄の税務署にてご確認ください。

※景品表示法に関しては、「消費者庁」にてご確認ください。